九州大学危機管理委員会規程

平成２９年度九大規程第５９号
制　　定：平成２９年１２月２８日
最終改正：令和　６年　４月　１日
（令和６年度九大規程第３号）

（趣旨）

第１条　この規程は、九州大学危機管理規則(平成２９年度九大規程第４６号)第４条第２項の規定に基づき、危機管理委員会（以下「委員会」という。）の具体的な任務、組織、議事の手続きその他必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 情報の収集及び分析並びに対応策の検討に関すること。
(2) 危機発生時の組織体制及び活動内容の決定に関すること。
(3) 危機発生時の情報伝達方法の整備に関すること。
(4) 危機管理マニュアル等の作成、見直し及び周知に関すること。
(5) 職員及び学生等に対する適切な情報提供に関すること。
(6) 職員及び学生等の危機管理意識の涵養を図る訓練の実施に関すること。
(7) その他危機管理に係る必要な事項の実施に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1)　総長
(2)　理事
(3)　病院長
(4)　その他総長が特に必要と認めた者

２　前項第４号の委員の任期は２年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

３　前項の委員は、再任されることができる。

４　委員は、総長が任命する。

５　委員会に委員長を置き、総長をもって充てる。

６　委員長は、委員会を主宰する。

７　委員会に副委員長を置き、委員のうちから総長が指名する。

８　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（議事）

第４条　委員会は、委員の２分の１以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

２　委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第５条　委員長が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くこ

とができる。

（事務）

第６条　委員会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

（雑則）

第７条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

附　則

この規程は、平成３０年１月１日から施行する。

附　則（令和２年度九大規程第４５号）

この規程は、令和３年２月８日から施行する。

附　則（令和６年度九大規程第３号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。